

放課後等デイサービスに関する質問について（平成30年8月1日）

	回 答
<p>定員超過利用に係る是正指導について</p>	<p>定員超過利用については、減算適用にならない範囲であれば定員を超過して受け入れても差し支えないという趣旨ではないことに留意し、定員超過の未然防止を図るよう努めてください。</p> <p><u>やむを得ず定員超過となる日については、障がい児5人に対して1人以上の児童指導員等を配置させ人員に関する基準を満たすなど、適正なサービス提供体制を確保してください。</u>（利用児童が11名の場合、3人以上の人員配置（うち、2人以上（半数以上）が児童指導員又は保育士）が必要です。）</p> <p>※1日の利用者数が定員の150%を超過している場合、過去3か月の延べ利用者数が定員に開所日数を乗じた数の125%を超過している場合（定員11人以下の場合には定員に3を加えた数に開所日数を乗じた数を超過した場合）は定員超過利用減算が適用されます。</p> <p>また、定員超過が常態化している事業所については「定員を増やす」、「利用児童に他の事業所を案内する」、「新規事業所を設置する」などにより、概ね1年後を目途に是正してください。（平成29年度までは、直ちに是正していただくようお願いしていましたが、現在の需給バランス、障がい児の特性、事業所経営に与える影響などを勘案して見直します。）</p> <p>なお、定員超過が常態化しているか否かについては、実地指導の際に個々の事業所の事案ごとに個別に判断させていただきます。</p>
<p>送迎時における2名体制の見直しについて（利用児童の自制レベルで車内環境が異なるため）</p>	<p>（1）送迎については、障がい児の特性（多動性、突発性）等から送迎時の事故等の危険性があることから、引き続き、原則として2人以上の支援員で児童の安全に十分配慮し実施してください。</p> <p>一方で、人員確保など事業所経営の負担軽減を図るため、平成29年度まで認めていなかった送迎時の人員として本来、<u>直接支援にあたらぬ管理者や児童発達支援管理責任者についても業務に支障が生じない範囲で送迎を行うことができるよう見直します。</u></p> <p>（2）運転手1人のみでの送迎は、送迎車に乗る児童が1人のみで、保護者に1人送迎が可能な様態か確認し、事前に同意を得た上で、例外的に認められるものであり留意してください。</p> <p>（3）送迎時間や児童の引継ぎ等、学校及び保護者と十分に連携を図ってください。</p>
<p>事業所の利用事業所数の制限について（週1日程度の利用では継続した療育プログラムが組みにくい）</p>	<p>利用事業所数の制限については、法令に規定はなく、本市独自に制限を設けることは困難であります。</p> <p>このため、利用計画策定の際のサービス担当者会議等の場を活用し、各事業所の療育方針などを保護者へ十分に説明していただき、利用日数や利用事業所数の調整をお願いいたします。</p>
<p>報酬改定に伴う指標区分の見直しについて（高機能型の利用児童であっても支援量は変りないため）</p>	<p>放課後等デイサービスの報酬については、今回、行動に課題のある障がい児等、より支援の必要性が高い障がい児を多く受け入れる事業所を評価するため、障がい児の状態像を勘案した指標を設定し、報酬区分を適用することとされたものです。</p> <p>なお、国においては、今回の報酬改定の影響を分析した上で、評価報酬区分の設定方法、障がい特性に応じた評価等を検討していくこととしており、本市においても国の動向に留意し、必要に応じ各事業所への情報提供を行ってまいります。</p>